

令和7年度 集団指導 全施設・サービス事業所 共通編①



1. 人員に関する基準 2. 運営に関する基準 ポイント

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係



根拠法令

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- 鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例



サービスの種類

この資料においては、「施設系サービス」と「居住系サービス」を次の施設としています。

【施設系サービス】

- ・ 介護老人福祉施設（地域密着型含む）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院

【居住系サービス】

- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）



1. 人員に関する基準

(1)サービスごとに必要な人員基準が定められています。

- ① 利用者（入所者）に対し、職員数は適切であるか
- ② 必要な専門職が配置されているか
- ③ 必要な研修を受けているか
- ④ 資格の有効期限は切れていないか

管理者の変更や従業者の採用・退職の際には、人員基準が満たされているか、必ず確認をお願いいたします。

サービスごとに必要な人員基準は、自己点検表で確認できます。

(地域密着型サービス以外)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shidoukansa/kenko/fukushi/kansa/shisetsushiryoku.html>

(地域密着型サービス)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shidoukansa/kenko/fukushi/kansa/kaigojizen2.html>



(2)人員基準に出てくる用語の定義

①「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

- ◆ 常勤換算方法は、非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することなので、常勤の従業者はそのまま1人として計算する。(暦月でひと月全て休暇等の場合は、0人として計算する)

(例) 所定労働時間が週40時間の事業所 ⇒ 4週間で160時間勤務となる。

非常勤の従業者：3人 (4時間勤務で週5日の場合)

常勤換算数 ⇒ $240\text{時間} (3\text{人} \times 4\text{時間} \times \text{週}5\text{日} \times 4\text{週間}) \div 160\text{時間} = \underline{1.5\text{人}}$

- ◆ 他の事業所のサービス提供にも従事する場合は、事業所ごとにサービス提供に従事する時間数を計算し、当該事業所の従業者としての勤務時間数だけを算入する。(※常勤の従業者であっても、同様の計算方法となる。)

(例) 所定労働時間が週40時間の事業所で、通所介護に週30時間、訪問介護に週10時間勤務の従業者。

通所介護に算入できる勤務時間 ⇒ $30\text{時間} \times 4\text{週間} = 120\text{時間}$ 常勤換算数 ⇒ $120\text{時間} \div 160\text{時間} = \underline{0.75\text{人}}$

訪問介護に算入できる勤務時間 ⇒ $10\text{時間} \times 4\text{週間} = 40\text{時間}$ 常勤換算数 ⇒ $40\text{時間} \div 160\text{時間} = \underline{0.25\text{人}}$



(2)人員基準に出てくる用語の定義

②「勤務延時間数」

勤務表上、「当該事業に係るサービスの提供に従事する時間」又は「当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）」として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

= 1人あたりの常勤換算人数は最高1.0人

③「専ら従事する」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうもの。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所に係る勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。



2. 運営に関する基準

(1)勤務体制の確保

勤務表の作成

- ・ 入所者（利用者）に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定める必要があります。
- ・ 月ごとの勤務表は、以下の①～④について明確に分かるようにしてください。

（一人の従業員が、同一の事業所で複数の職種に従事する場合は、職種ごとに勤務時間数が分かる勤務表を作成してください。）

①従業員の日々の勤務時間（2つ以上の職種を兼務している場合は各職種の勤務時間）

②常勤・非常勤の別

③人員基準上必要な有資格者の情報

④管理者等との兼務関係

◆複数の事業所のサービス提供に従事している従業員については、正しい常勤換算数を計算するために、事業所ごとに勤務時間数が分かる勤務表を作成してください。

◆常勤換算数は常勤換算方法で従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算したものです。

したがって、職員1人は常勤換算数で最大1.0 となります。



2. 運営に関する基準

(2)令和7年度以降に義務化された事項

①書面掲示規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（※）に掲載しなければならない。

（※）法人のホームページ又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定。



2. 運営に関する基準

(2)令和7年度以降に義務化された事項

②身体的拘束等の適正化の措置（短期入所系サービス及び多機能系サービス）

事業所は身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を講じなければならない。

※身体拘束廃止未実施減算・・・所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算



2. 運営に関する基準

(2)令和 7 年度以降に義務化された事項

③業務継続計画未策定減算の実施（総合事業）

事業所は感染症や非常災害の発生時に備えた業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。基準を満たさない場合は減算が生じる。

※業務継続計画未実施減算

- ・ 施設・居住系サービス・・・所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
- ・ その他のサービス・・・所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算



2. 運営に関する基準

(2)令和9年度以降に義務化される事項

(令和9年4月から義務化／対象：居宅療養管理指導)

①業務継続計画（BCP）の策定等

詳しい内容については、(4)①業務継続計画（BCP）の策定等 をご覧ください。

②虐待の防止に係る措置

詳しい内容については、(4)③虐待の防止に係る措置 をご覧ください。



2. 運営に関する基準

(3)令和6年度11月から義務化された事項

①同一建物等減算（訪問介護）

単位数・算定要件等

< 現行 >

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）



< 改定後 >

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
<u>④12%減算（新設）</u>	<u>正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合</u>



2. 運営に関する基準

(4)令和 6 年 4 月 1 日から義務化された事項

次の事項は、令和 3 年度介護報酬改定で新たに定められ、経過措置が令和 6 年 3 月 31 日までとされていたものです。

1. 業務継続計画（BCP）の策定等
2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置
3. 虐待の防止に係る措置（運営規程への規定）
4. 認知症介護に係る基礎的な研修の受講
5. 栄養管理
6. 口腔衛生の管理



2. 運営に関する基準

①業務継続計画（BCP）の策定等（令和6年4月から義務化）

◆法人内の他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

(ア)感染症や非常災害の発生時において、利用者（入所者）に対する必要な介護サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

※定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。

※業務継続計画未実施減算

- ・施設・居住系サービス・・・所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
- ・その他のサービス・・・所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算



2. 運営に関する基準

①業務継続計画（BCP）の策定等（令和6年4月から義務化）

(イ)事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上（※施設系サービス・居住系サービスは年2回以上）実施しなければなりません。

また、新規採用時には、これとは別に研修を実施してください。

- 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えありません。
- 災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。



2. 運営に関する基準

①業務継続計画（BCP）の策定等（令和6年4月から義務化）

※業務継続計画未実施減算

- ・施設・居住系サービス・・・所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
- ・その他のサービス・・・所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

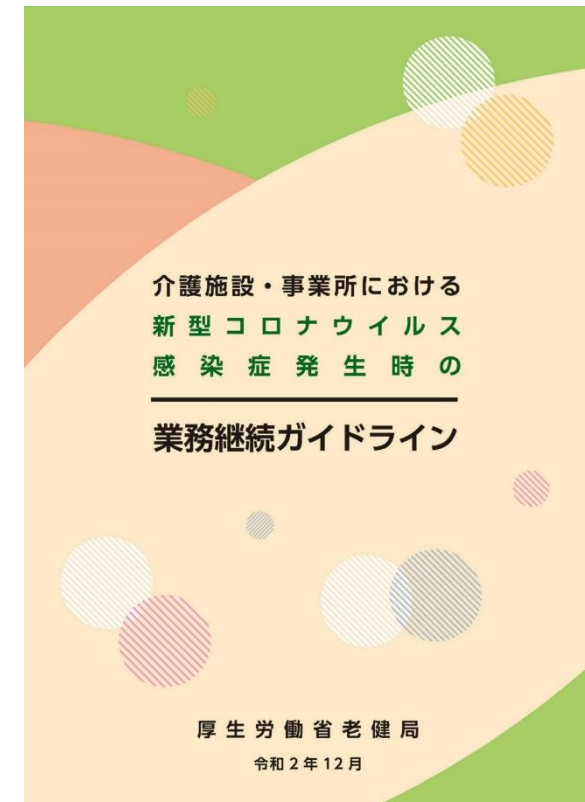
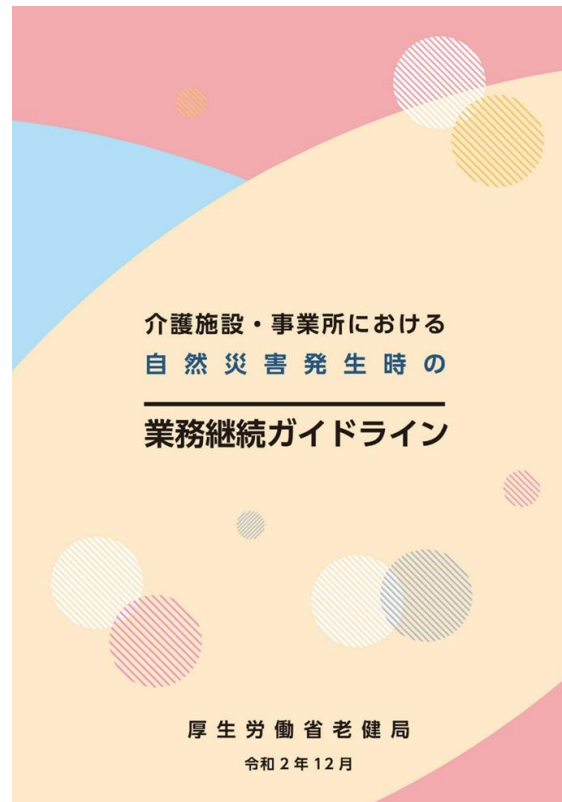
事業所は感染症や非常災害の発生時に備えた業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。基準を満たさない場合は減算が生じる。



業務継続計画（BCP）の作成支援

厚生労働省のホームページに、業務継続計画の作成を支援するための、研修時の資料と作成手順の研修動画が掲載されています。各サービスに応じた業務継続計画のひな型も用意されています。

出典：厚生労働省ホームページ
介護施設・事業所における業務継続
計画(BCP)作成支援に関する研修
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/huku-shi-kaigo/kaigo-koureisha/douga_00002.html



業務継続計画（BCP）の注意事項

停電・断水への備えも忘れずに

災害によって停電・断水したときは、復旧までに相応の時間がかかります。発生してからでは対応できないので、平常時から、停電・断水に対してどのような対策ができるのか検討しておきましょう。

停電に備えて…

（例）非常用自家発電機を設置・増設（又はレンタル等の代替措置を行う）
する／燃料供給に関する協定を結ぶ

断水に備えて…

（例）携帯トイレや簡易トイレを備蓄する
（参照）

- ・「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」
（平成30年10月19日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡）
- ・「高齢者施設・事業所が災害時の停電・断水に備えるために」
（令和2年3月・一般財団法人 日本総合研究所）



2. 運営に関する基準

②感染症の予防及びまん延の防止のための措置（令和6年4月から義務化）

介護サービス事業者に、感染症の予防及びまん延の防止のための取組の徹底を求める観点から、以下の取組が義務付けられています。
法人内の他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

（施設系サービス）

現行の感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、**感染症の予防及びまん延の防止のための訓練（シミュレーション）の実施**

（施設系サービス以外のサービス）

感染症の予防及びまん延の防止のための対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施



感染対策に関する委員会・研修・訓練

「施設系サービス」は、感染対策委員会をおおむね3月に1回以上開催し、研修及び訓練を年2回以上実施する必要があります。

「施設系サービス以外のサービス」は、感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催し、研修及び訓練を年1回以上実施する必要があります。

※研修の実施内容は、記録してください。

また、新規採用時には、これとは別に研修を実施してください。

- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練については、感染症の業務継続計画に係る研修・訓練と一体的に実施することも差し支えありません。

【参考】

「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>



高齢者施設等における感染対策

高齢者施設等における感染対策については、普段からの健康管理や手指消毒等の基本的な感染対策が重要であるとともに、感染症発生時に備え、感染防護具の着用、ゾーニング等の感染管理、職員の確保等について、事前にシミュレーションを実施することが重要です。

○高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き等

厚生労働省	◆ 介護現場における感染対策の手引き（第3版） https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf ◆ 施設内療養時の対応の手引き https://www.mhlw.go.jp/content/000783412.pdf ◆ 介護職員等のための感染対策動画「そうだったのか！感染対策」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/dougua_00006.html ◆ 机上訓練シナリオ https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf ※介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html
鹿児島県	◆ 高齢者施設等における感染者発生対応マニュアル https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/koureisyashisetu-manual.html



2. 運営に関する基準

③虐待の防止に係る措置（令和6年4月から義務化）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、以下の措置を講じる必要があります（講じていない場合は減算があります）。

※高齢者虐待防止措置未実施減算・・・所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
（福祉用具貸与では、令和9年4月から減算が導入されます。）

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）の開催
2. 虐待の防止のための指針の整備
3. 虐待の防止のための従業者に対する研修を年1回以上実施
（※施設系サービス・居住系サービスは年2回以上）
4. 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
5. 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を規定



2. 運営に関する基準

④認知症介護に係る基礎的な研修の受講（令和6年4月から義務化）

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる必要があります。（新入職員は、採用後1年以内の受講が必要）

◆訪問看護、訪問リハビリ、福祉用具貸与・販売、居宅療養管理指導を除く。

※訪問介護は、総合事業の生活支援型訪問介護サービスが義務化の対象。

【受講の対象とならない従業者】

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

認知症介護基礎研修

認知症介護基礎研修がeラーニングで受講できます。
パソコン、タブレット端末、スマートフォンで、24時間
いつでも受講することが可能です。

詳細につきましては、鹿児島県ホームページをご確認ください。

https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/kagoshima_ninti_kisoken.html



2. 運営に関する基準

⑤ 栄養管理（令和6年4月から義務化）

施設系サービスでは、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととされ、管理栄養士（※）が入所者の栄養状態に応じて、計画的に行う必要があります。

※栄養士のみが配置されている施設や、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設は、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行う必要があります。

➤ 栄養管理の基準を満たさない場合、令和6年4月からは栄養管理に係る減算の対象となります（1日につき14単位を所定単位数から減算）。

【参考】

○「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316 第3号、老老発0316 第2号）第4

<https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf>



2. 運営に関する基準

⑥口腔衛生の管理（令和6年4月から義務化）

施設系サービスでは、口腔衛生の管理は基本サービスとして行うこととされ、入所者の状態に応じて、計画的に行う必要があります。

1. 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導の実施（年2回以上）
2. 上記技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画の作成（必要に応じた定期的な計画の見直しが必要）

【参考】

○「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316 第3号、老老発0316 第2号）第4

<https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf>

2. 運営に関する基準

(5)グループホームの食材料費について

- 厚生労働省より「グループホームにおける食材料費の取扱い等について（令和5年10月20日事務連絡）が発出されています。
- 事業者が入居者から徴収した食材料費について入居者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや事業者の収益とすることは基準違反になります。
- 食材料費の不適切な徴収は、高齢者虐待（経済的虐待）に該当する可能性があります。



2. 運営に関する基準

(5)グループホームの食材料料費について

・食材料料費には、調理に係る費用（人件費等）は含まれません。これはグループホームだけの取扱いです。

食材料料費については適切に管理するとともに、結果として残額が生じた場合には、精算して入居者に返還することや、今後の食材料料費として適切に支出する等により、適正な取り扱う必要があります。

食材料料費の金額については、入居者に説明し、同意を得るとともに、その収支についても説明を行う必要があります。



2. 運営に関する基準

(6)虐待発見時の通報について

養介護施設従事者等は、業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない（高齢者虐待防止法 第21条 一部抜粋）。



2. 運営に関する基準

(6)虐待発見時の通報について

通報者については公益通報者保護法によって守られます。

(参考) 公益通報制度

労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、または生じようとしていることについて、事業所内部や行政機関等に対して所定の要件(※)を満たして、公益通報を行った場合、通報者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、保護する制度です。

事業者は、通報先や通報者の保護について、日頃から職員に周知し、理解を深める必要があります。

※所定の要件：不正の目的でないこと、通報内容が真実であると信じる相当の理由があること



2. 運営に関する基準

(7)運営規程の記載例の掲載について（予定）

今後、本市ホームページ内にて各サービスの運営規程の記載例を掲載する予定です。

※本記載例は参考資料であり、本記載例どおりに記載を強制するものではありません。ただし、法令や指定基準で定められた事項については、必ず運営規程に記載してください。

本市ホームページにて掲載した際には介護サービス事業所等を運営する法人宛てにメール等で周知しますので、参考としてください。



事業運営の参考になるホームページ

【鹿児島市】

◆事業所関係（鹿児島市の指定事業所向け）

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/index.html>

◆感染症の集団発生について

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/kaigohoken/corona.html>

◆非常災害対策・防災対策

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/saigaitaisaku.html>

【WAMNET（ワムネット）】

◆介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

◆介護サービス関係Q & A 集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

